

一般廃棄物処分業の許可の申請に係る添付様式一覧 (R7.6～) 新規・更新

申請書	第9号様式(条例施行規則第17条)
1 事業計画の概要を記載した書類	<input type="checkbox"/> 様式第七号の1. 2. 4. 5
② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場においては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 事務所付近図 <input type="checkbox"/> 事業場平面図(付近図) <input type="checkbox"/> 処理施設の立面図、断面図、構造図及び設計計算書(仕様書等) <input type="checkbox"/> 保管施設の平面図(付近図)、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
③ 申請者が各号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類	<input type="checkbox"/> 土地登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 建物登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 処理施設に係る売買契約書、その他の使用権原を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 使用契約書の写し又は使用承諾書 <input type="checkbox"/> 船舶検査証、船舶国籍証及び傭船契約書の写し(船舶利用の場合)
④ 当該処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類	<input type="checkbox"/> 様式第十一号
5 当該事業を行うに足りる技術的能力を証明する書類	<input type="checkbox"/> 知識及び技能等の有無について
6 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	<input type="checkbox"/> 様式第十二号
7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	直前3年の各事業年度における次の書類 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書 <input type="checkbox"/> 法人税の確定申告書の写し <input type="checkbox"/> 法人税及び法人市民税の納税証明書
8 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	様式第十三号 <input type="checkbox"/> 預金等の残高証明書 <input type="checkbox"/> 直前3年の所得税の確定申告書の写し <input type="checkbox"/> 直前3年の所得税及び市県民税の納税証明書
9 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本	<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の謄本 <input type="checkbox"/> 法人登記簿の謄本(履歴事項全部証明書)
10 申請者が個人である場合には、住民票の写し(外国人にあっては国籍の記載された住民票の写しとする)	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(本籍の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書(東京法務局発行の後見登記等ファイル用)
11 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類	<input type="checkbox"/> 誓約書
12 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票(謄本又は抄本) <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書(東京法務局発行の後見登記等ファイル用) <input type="checkbox"/> 法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し及び登記されていないことの証明書(東京法務局発行の後見登記等ファイル用)
13 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し	<input type="checkbox"/> 役員(登記簿上の役員、相談役、顧問)に係るもの <input type="checkbox"/> 住民票の写し(本籍の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書(東京法務局発行の後見登記等ファイル用)
14 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本	<input type="checkbox"/> 株主が個人の場合は住民票の写し(本籍の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 株主が個人の場合は登記されていないことの証明書(東京法務局発行の後見登記等ファイル用) <input type="checkbox"/> 株主が法人の場合は登記簿の謄本
15 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(本籍の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書(東京法務局発行の後見登記等ファイル用)

※網掛け部分は、写し可(窓口にて照合は必要)

## 一般廃棄物処分業の許可申請にあたっての注意事項

- (注意1) 許可の更新時は、②、③の添付資料は変更がない限り省略可能です。省略する際は、書類・  
図面を「添付書類・図面省略の申立書」に記載し、申請書に添付して提出して下さい。  
但し、直前の更新時（2年前）に省略されている場合は、省略できません。
- (注意2) 証明書類については、発行日から3か月以内のものを提出して下さい。
- (注意3) 法人登記簿の謄本については、「履歴事項全部証明書」を提出して下さい。
- (注意4) 登記事項証明書等の証明書関係については、写しでも提出が可能ですが、その場合は原本と照合を行いますので、申請の際は必ず原本を持参して下さい。
- (注意5) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます。
- (注意6) 法人税の納税証明書については、直前3年分の「納税証明書（その1・納税額等証明用）」を提出して下さい。
- (注意7) 申告所得税の納税証明書については、直前3年分の「納税証明書（その1・納税額等証明用）」を提出して下さい。

### 1. 申請書類

- ・申請書類は、裏面一覧表のとおりです。
- ・様式は必要に応じてコピーしてご使用ください。

### 2. 申請手数料

- ・申請手数料は13,700円です。現金でお釣りの無いようご準備ください。

### 3. 申請場所

- ・申請場所は、佐世保市環境センター（佐世保市稲荷町1番8号）  
廃棄物指導課（2階）です。

### 4. お願い

- ・更新申請の場合は、必ず有効期間内に申請して下さい。
  - ・申請前に来庁日及び時間をご連絡ください。
- なお、ご不明な点は下記にお尋ねください。

〒857-0851

佐世保市稲荷町1番8号

佐世保市環境部廃棄物指導課

電話 0956-20-0660

FAX 0956-34-4477